広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事　藤　田　雄　山

広島県規則第十八号

広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則

広島県立三次看護専門学校学則（昭和五十四年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（科目等）」に改め、同条第一項中「授業科目」を「科目」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第十八条を次のように改める。

（学校の評価及び単位の認定）

第十八条　校長は、別表第一及び別表第二に定める科目を履修し、その試験又はそれに準ずるものに合格した者に対して、当該科目の修了を認定し、所定の単位を与える。

2　前項の科目については、所定の出席時間数に達した学生に限り、当該科目を修了したものとする。

3　科目の学修の評価に関する事項は、校長が別に定める。

第十八条の二中「授業科目」を「科目」に改め、同条第二項中「四十八単位」を「五十単位」に改める。

第二十七条中「専任教員　若干人」を「専任教員　十五人以上」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第七条、第十八条、第二十条関係）

科目、単位数及び時間数

科目	単位数（時間数）	備考
専門分野Ⅰ		
専門分野Ⅰ計	一六（四八〇時間）	
臨地実習		
日常生活援助Ⅰ	一	
日常生活援助Ⅱ	一	
看護過程の展開	一	
看護学概論	一	
看護活動と倫理	一	
看護研究の基礎	一	
看護過程演習	一	
看護に共通する援助技術	二	
看護フィジカルアセスメント	一	
日常生活を支える援助技術	二	
治療援助技術	二	
臨床看護総論	一	
専門基礎分野		
専門基礎分野計	二二（四八〇時間）	
解剖学	二	
行動学	一	
治療学	一	
生理学	一	
生化学	一	
微生物学	二	
病理学総論	一	
病理学各論Ⅰ	二	
病理学各論Ⅱ	二	
病理学各論Ⅲ	一	
薬理学	一	
治療学	一	
カウンセリング	一	
地域社会と保健福祉	二	
社会学	一	
法学	二	
基礎分野		
基礎分野計	一三（三六〇時間）	
統計学	一	
物理学	一	
情報科学	一	
倫理思想	一	
心理学	一	
哲学	一	
社会学	一	
教育学	一	
基礎英語	二	
英語	二	
保健体育	一	

| 看護 | | |

合計	一〇一（三、〇三〇時間）	各学年における履修科目及び進級に必要な単位は、校長が別に定める。

別表第二（第七条、第十八条、第二十条関係）

科目、単位数及び時間数

科目	単位数（時間数）	備考
基礎分野		
心理学	一	
哲学	一	
社会学	一	
物理学	一	
情報科学	一	
英語	二	
基礎分野計	七（三二五時間）	
専門基礎分野		
生化学	一	
微生物学	一	
病態生理学	一	
病理学	一	
系統別器官の病態と治療	三	
精神機能の病態と治療	一	
小児及び母性疾患の健康と治療	一	
治療学		
治療学Ⅰ	一	
治療学Ⅱ	一	
臨床心理学	一	
地域保健学	一	
社会福祉学	一	
法と看護	一	
性と健康	一	
専門基礎分野計	一五（三二五時間）	
看護学		
看護学概論	一	
看護システム	一	
看護研究	二	
看護過程	二	
看護技術Ⅰ	一	
看護技術Ⅱ	一	
在宅看護論		
在宅看護概論	一	
在宅援助論Ⅰ	一	
在宅援助論Ⅱ	一	
成人看護学		
成人特性論	一	
成人援助論Ⅰ	一	
成人援助論Ⅱ	二	
成人援助論Ⅲ	一	
老年看護学		
老年特性論	一	
老年援助論Ⅰ	一	
老年援助論Ⅱ	一	

合計	専門分野計	小計	臨床実習							小計	精神看護学		母性看護学			小児看護学		
			精神看護学実習	母性看護学実習	小児看護学実習	老年看護学実習	成人看護学実習	在宅看護論実習	基礎看護学実習		精神看護援助論	精神健康援助論	母性援助論Ⅱ	母性援助論Ⅰ	母性援助特論	小児援助論Ⅱ	小児援助論Ⅰ	小児援助特論
六六（二、一〇〇時間）	四四（一、四七〇時間）	一六（七二〇時間）	二	二	二	二	三	二	三	二八（七五〇時間）	一	二	一	一	一	一	一	一
各学年における履修科目及び進級に必要な単位は、校長が別に定める。																		

附　則

１　この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

２　改正後の広島県立看護専門学校学則の規定は、平成二十一年度入学生から適用し、平成二十年度以前の入学生については、なお従前の例による。